

美保ヶ関事件に見られる軍縮期の海軍の特徴

はじめに

昭和2年8月24日午後11時頃、夜間演習中にあった連合艦隊所属第一水雷戦隊の巡洋艦「神通」は駆逐艦「蕨」に、「神通」に続行していた巡洋艦「那珂」は「蕨」に続行していた駆逐艦「葦」にそれぞれ衝突し、「蕨」は沈没、その他の艦も大小の損害を受け、五十嵐「蕨」艦長以下119名の死者・行方不明者を出す事件があった。

この事件後海軍内では査問委員会が開かれ、事件について関係者に対する査問が行われた。しかし、この査問委員会では軍縮による劣勢比率に対しての猛訓練の必要性からと、「明日はわが身」的な関係者に対する同情的感情が優先され、この事件に対する厳しい責任追及へは至らないばかりか、責任はうやむやのうちにされ、最終的には事故を起こすきっかけを作ったとして水城「神通」艦長が軍法会議を受け事となりその艦長は判決が出される前日に自殺するという形でこの事件は終息していった。

このことから、この事件の中に軍縮期の海軍の特徴的な体質が見られるのではないかと考え、この事件について特に海軍の査問委員会の史料を中心に検証してゆきたいと思う。

先行研究

先行研究については、この事件について専門的に扱った研究は全くないと言っても過言ではなく、池田清著書「日本の海軍」（至誠堂、1967年8月）において、「アメリカを想定敵国とする海上猛訓練がワシントン会議直後開始された。」（58頁）として、その例として昭和2年7月からの豊後水道から奄美大島にいたる海面での戦技演習について触れて居り、ついで8月に行われた美保ヶ関における演習で事故が発生したことを概説的に紹介している。この原因としては「連日連夜の猛訓練によって、将兵の練度が目ざましく向上したことは事実であるが、一方、将兵の心身の疲労から、このような不祥事が起こったともいえる。」（59頁）としているのみである。

この事件をメインに扱った著書としては、この事件で犠牲になった五十嵐恵「蕨」艦長の息子である五十嵐邁が記した『黒き日本海に消ゆー海軍・美保関遭難事件ー』があり、事件被害者や関係者などの証言を元に書かれているものの、研究書というよりノンフィクション小説の性格が強い。

また、山本政雄（防衛研究所戦史部員）の「巡洋艦『神通』艦長「水城圭次」ー「美保ヶ関事件」の責任を一身に負った軍人」（防衛弘済会編『セキュリタリアン』7月号及び8月号、2006年7月及び8月）という小論文がある。内容としてはコラムに近いが、防衛研究所戦史部としての見地からこの事件を取り扱っており、注目される見解も多い。

演習事故と、その対応から海軍の組織が有していた特質を探ろうとした研究としては、山本政雄「第六潜水艇沈没事故と海軍の対応ー日露戦争後の海軍拡張を巡る状況に関する

一考察一」（防衛研究所編、『防衛研究所紀要』7巻、2005年3月）があり、この中で、事件の査問会による厳しい事故原因の査定結果とは逆に、明治末期の日露戦争の戦勝による時代背景の下、この事件を「当局が美談としてのみ処理することを許容した」（135頁）ことで事実は秘匿されていたことが証明されていることは興味深く、また一方で、その後の不況、軍縮という状況下でその後に発生した潜水艦事故に対する国民の不信に対応して徹底的に調査を行ない、「より現実的な対応を余儀なくされた大正末期」（135頁）という構図から、時代の推移からの国民意識の発達を見ている。そしてその後に発生した「美保ヶ関事件」について、「この頃を境として、海軍当局は事故に厳正に取り組み、関係者の厳正な処分と徹底した再発防止策を採ることとなっていく」（135頁）としている。

では、実際のこの事件はどのような性格を持ったものであったのであろうか。確かにその原因としては、ワシントン条約後に行われた猛訓練が原因かもしれないが、本当にそれだけなのであろうか、もしくは、では何故このような事故を起こすまでの猛訓練が必要であったのかを検証する必要があると考える。この事件から当時の海軍の軍縮条約下の対米戦略の姿が見えてくるのではないかと考えている。

1、この時期の海軍の一般的状況

この軍縮期のベースには日露戦後に起こってきた世界的な軍拡と第一次大戦後広がった軍縮に向けての動きへという相反する出来事が影響してきていた。

a 日露戦後から建艦競争へ

まず日露戦争の結果、日本海軍においては、いかなる戦争においても日本海海戦の再現（日本近海に置ける決戦）を目指す戦術至上主義となってゆく。（→大艦巨砲・艦隊決戦主義）

また、「帝国国防方針」の策定（1907年）により、政府とのかかわりに関係なく軍部において軍事戦略・兵力量を定められるようになり、海軍においては『八八艦隊』建設へと邁進してゆくが、これは現実的に政治的・財政的にみると建設と維持が困難なものであった。（この「帝国国防方針」は軍備拡張における最大の武器となり・軍事戦略が国家戦略を誘導するきっかけともなる）

世界的には日露戦後から第一次大戦を経て日本、欧米列強各国の建艦競争は激化していった。その理由としては、

- 1、日露戦争の結果から、欧米列強は「砲撃か衝撃か」の論争から砲撃による攻撃のほうが有効であるとの結論を得たこと。（→大艦巨砲主義へ）
- 2、この結果も含め海軍国家として1889年より「二国標準政策」を進めていたイギリスにおいて1906年12月に戦艦ドレッドノートを完成させたこと。（＝他の戦艦が旧式艦となってしまった→弩級戦艦の必要性から各国において建造が激化）さらに、ライオン巡洋戦艦、オライオン戦艦（超弩級戦艦）の完成（1912年）に

よって更なる激化を引き起こす。

- 3、「海上権力」（海軍力、造船能力、経済力、根拠地などの総合力）拡充による制海権の掌握が、膨張主義的な世界政策成功の要であるとするマハン理論が膨張主義政策を進める列強の国家指導者、軍人に受け入れられたこと。

各国とも建艦競争は行っていたが特にイギリス・ドイツ間の激しい建艦競争は第一次世界大戦を経て、被害の少なかった日米間においての激しい建艦競争がメインとなり、1920年にはイギリスも再度加わり3国の熾烈な建艦競争に発展していった。

日米間の建艦競争激化によって、アメリカでは1916年の海軍法案で1919年まで5億8800万ドル費やし弩級戦艦10隻、巡洋戦艦6隻を基幹とした各種艦艇156隻81万3000トン建造の大海軍拡張計画が決まった、これは大戦参加により方針転換が図られたが戦後1918年にはこれを上回る第二次海軍拡張計画が作成された。これはアメリカを中心とした世界の海軍システムの再編や海軍力強化による発言権の強化という政治的な目的も絡んでいた。

一方日本での海軍建設法案では、1917年に8・4艦隊案、1918年には8・6艦隊案、1920年には8・8艦隊案が議会を通過し本格的な八八艦隊建造が進められた。

しかし、一般会計に占める軍事費の割合は1918年に36.18%、1919年には45.78%、1921年には49.04%と国家財政のほぼ半分を占めるに至り、一般会計に占める海軍予算の割合は一番多い1921年では31.6%であった。（つまり1921年度の軍事費のうち64%は海軍の軍事費）

なぜこれほどまでにアメリカと建艦競争を繰り広げたのかというと、日露戦後において海軍にとっての脅威はおおむねアメリカのみに絞られていた、それは、第一次世界大戦前からの日本の対中国政策をめぐる対立や、1919年からカリフォルニアにおいて起こってきた日本人排斥運動などの反日運動等により日米関係の悪化という国際状況を背景として、海軍では第一次世界大戦後の日米間の建艦競争激化によって、作戦兵力量の領域にまで大きく影響を及ぼすようになり、「帝国国防方針」の第一次改定（1917年）ではアメリカの侵攻に対する日本近海での邀撃（艦隊による決戦）で戦争の勝敗を一気に決める事として、そのための対米七割論が海軍内で固まっていたことが原因としてあげられる。

しかし、日本の国家財政は軍事費と1920年ごろからの戦後恐慌とにより破綻寸前であった、その上これだけ建艦を進めてもアメリカの工業力を背景にした建艦能力との差では対米7割すら維持することの出来ない状況であった。

b、建艦競争から海軍軍縮（建艦休暇期：ネーバルホリデー）へ

さすがのアメリカでも建艦による軍事費の増大は無視できないレベルまで達し、1921年アメリカ大統領ハーディングの提案により11月12日から翌1922年2月6日にかけてワシントン会議が開かれることとなった。

海軍軍縮条約の内容としては、

- ① 10年間、主力艦（＝戦艦と巡洋戦艦）の建造を休止する。
- ② 主力艦と航空母艦の保有比率を（総トン数で）米：英：日＝5：5：3
- ③ 建造中・計画中の主力艦の全て、老朽艦の大部分を廃棄する。
- ④ 主力艦は1万トンを越え、3万5千トン以下のもので、主砲は16インチ以下、航空母艦は2万7千トン以下、備砲8インチ以下とする。

この内容が提示されたときから海軍主席随員の加藤寛治中將ら軍令部系の軍人は対米七割論から強固に反対したが日本側全権で海軍大臣の加藤友三郎は対米6割ではあるが、太平洋諸島における防備・軍事施設の現状維持もともに取り決めたこと（これによりフィリピン・グアムの軍備が制限されアメリカの侵攻が難しくなると考えた…事実アメリカ海軍はこの条件には、かなりの反対があった）、このまま建艦競争を続けると対米6割以上に差が開いてしまうこと等から加藤友三郎が自ら推進してきた八八艦隊の創設を日本の財政・原内閣の国際協調路線・アメリカとの経済、工業力の格差など大局的な見地からこの条約内容で自身の日露戦での英雄としての海軍内における統制力の強さによって妥協させることが出来た。（それでも加藤寛治中將ら反対論は部内に多かった。）

この結果、一般会計に占める軍事費の割合は1923年には32.8%、以後1930年まで30%以内で推移した。

一方で海軍においては戦略上、漸減邀撃作戦の漸減の重要度が増し、そのため性能の向上が著しかった補助艦（巡洋艦・駆逐艦）の建造（8インチ砲1万トンの大型巡洋艦・潜水艦など補助艦建艦競争）が激化（ロンドン軍縮会議で制限される）と重武装化や、新兵器への期待が高まり潜水艦や航空機は海軍の軍事思想に沿った兵器開発が行われてゆき、潜水艦隊・航空隊の整備も大規模に行われ日本独自の戦術研究も行われてゆくようになった。

また、それまで海軍省が中心にまとまっていた海軍内に条約支持派（条約派）・不支持派（艦隊派）が出来始め、1923年8月25日、首相在職中に死んだ加藤友三郎という海軍における要を失った後、ロンドン軍縮条約をめぐる完全に分裂し強硬派である艦隊派が海軍内で多数を占めるようになる。

すでに1922年（大11年）軍令部次長になった加藤寛治は軍令部長山下源太郎を差し置き国防方針の決定にあたり、アメリカを仮想敵国1位としワシントン体制・日米協調路線を真っ向から否定する立場を鮮明とした。

2、美保ヶ関事件

以上のような状況を経て、あるいはこの状況の中で発生したのが美保ヶ関事件であるが、先ず美保ヶ関事件について理解する必要がある。

この事件に関しては全体で三段階に分けることが出来ると思う。

美保ヶ関事件にみられる軍縮期の海軍の特徴

第一段階として事件発生に至るまでから事件発生まで。(7月17日からの豊後水道から奄美大島にかけて戦技演習(8月4、5日は豊後水道で戦技演習御親閲)から8月18日基本演習のため佐世保出港五島列島から舞鶴方面で水雷発射戦技演習(2日間)8月24日の事件発生当日(夜間水雷戦闘発射演習)まで)

第2段階として事件発生後から査問委員会終了まで(事件発生後からの救助・遺体捜索および8月29日事故処理のための査問委員決定から9月12日の委員会の所見の法務局への提出まで)

第三段階は軍法会議から事件解決まで(10月5日の法務局の基礎決議から昭和2年12月26日水城大佐自決(判決申し渡し前日)をへて、昭和3年3月13日、倉田司令に60日間の謹慎処分が命じられ4月1日の異動で予備役編入の処置)

にそれぞれ分けられる、事件内容とこの事件の性格を考える上で重要になってくるのは第一段階と第二段階であり、主にこれら段階について詳しく見てゆきたいと考える。

昭和二年八月二十四日に島根県美保関沖において基本演習(第八回基本演習)が行われた。概要としては、

甲軍…指揮官：加藤寛治連合艦隊司令長官

第一艦隊(加藤大将直率)：戦艦「伊勢」「日向」「長門」「陸奥」

第二艦隊(吉川安平中将指揮)：戦艦「比叡」「金剛」、巡洋艦「鬼怒」「阿武隈」「竜田」「由良」

乙軍…指揮官：清河純一中将(第五戦隊司令官)

第五戦隊：巡洋艦「加古」「古鷹」「神通」「那珂」

第二水雷戦隊(木田新平大佐指揮)：巡洋艦「夕張」、第22、第29、第30駆逐隊(計12隻)

第一水雷戦隊(甲軍)から第26、第27駆逐隊(計8隻)

※ 駆逐隊は通常、駆逐艦4隻で編成され、その駆逐隊が3から4隊まとめて水雷戦隊が編成される。

このように、甲乙二軍に分かれての、夜間水雷戦術の演習であり、美保湾に侵入、通過しようとする甲軍に対して乙軍が索敵、発見、襲撃するというものである。

計画書での本演習の主要研究項目と演習の想定は以下のとおりであった。(1277-1278)

主要研究項目

(一) 夜間避退スル艦隊ニ対スル巡洋艦戦隊及水雷戦隊ノ索敵並襲撃法

(二) 夜間ニ於ケル巡洋艦戦隊ノ水雷戦隊ニ対スル協同法

(三) 薄暮ヨリ夜間ニ亘ル飛行機ノ艦隊觸接法並夜戦部隊トノ協同法

想定

(一) 美保湾待機中ノ乙軍ハ八月二十四日午後十時左ノ情報ニ接シ直ニ出動敵艦隊ニ

対シ襲撃ヲ決行セムトス

情報

甲軍艦隊八月二十四日九時知夫島南方ヲ東航セリ

(二) 演習開始時甲軍艦隊ノ位置ハ別ニ之ヲ示ス

この計画からこの演習の目的が水雷戦隊と巡洋艦隊との連携を図ることにあることが分かる。

この編成に対し、乙軍に第一水雷戦隊からの第26、第27駆逐隊を入れるか入れないかに対して問題が発生した。

元々この2隊は甲軍に属しており「竜田」「由良」と行動をともにしていた。しかし、第六回基本演習（8月21日午後8時より、第三戦隊第一水雷戦隊夜間戦闘応用発射）において魚雷発射訓練の機会に恵まれなかったため、今回乙軍にまわされる事になった。しかし、元々乙軍であったことや、別の隊に急遽移すことは問題があり、それ以前に水雷戦隊は他艦との連携が必要であるので、別の隊の動きに慣れていないのに危険である。まして夜間演習ならなおさらであった。

この編成替えに対し反対したのは当手中佐であった小沢治三郎で、参謀長：高橋三吉、前任参謀：近藤信竹に、練度も指揮系統も違うこの部隊の除外を申し出ていた。

この話を聞いた加藤は、実際の戦争ではいつも練度が揃った部隊編成ばかりとは限らず不揃いな練度の部隊が協同するのも演習のうちであるとしその理屈のほうで参謀には受け入れられた。それは事件後の査問会に置いて高橋三吉中將がその聴取において、「乙軍に二十六、二十七駆逐隊ヲ参加セシメタル理由ハ前演習ニ於テ視界ガ悪イト状況判断ヲ求メタル結果今般ハ到底ダメダト思ヒ中止シ次ノ演習ニ参加セシメル積リデアッタ。二十六、二十七駆逐隊ヲ本演習ニ入ル事ハ前日ニ発表シタ、今後ノ大演習ニ於テハ一水戦、二水戦ハ相協同シテヤル事ハ当然デアアル今ガ丁度ヨイ時期デアルト考ヘタ」（1553）と語っていることから分かる。

しかし、事件後の査問会において9月2日に第五戦隊司令官清河純一中將の聴取において「鈴木参謀カラ話シアリ、二水戦司令官ハ、エライ事ニナル、イヤダナト云ウ（私ハ何モ云ワヌ内）其瞬間自分ハ両艦隊ヲ何処ニ配置シ様カト考ヘタ」「最初の計画は索敵上其配備充分ナラズ二十六、二十七駆逐隊参加スル事トナリ愈々最初ノ配備ヲ変更スル氣運ガ来タナト思ヒマシタ」（1545）など、実際編入を受け入れる乙軍側では計画変更も含めた混乱と、それに伴った不安感があつたことは確かである。

演習が始まったのは予定通り8月24日午後10時、天候は曇り、風向東風力3～4ノット、波浪方向東波浪やや高、視認距離約6000m、この時間帯には月は無く、全くの闇夜であった。以下の事件経緯は昭和2年8月27日に連合艦隊司令長官より海軍大臣宛に作成された「神通蕨及那珂葦衝突事件報告」を参考にこれを要約したものである。

乙軍は10時に美保ヶ関を順次発進し、午後11時6分左翼隊の「神通」（「那珂」はその後を続行）は左30度に伊勢型らしき艦影2隻（「伊勢」・「日向」）を認めた。（伊勢型も11時7分に駆逐艦らしき艦影として神通・那珂を右100度に視認していた）

これにより接近した11時10分頃から神通・那珂は伊勢型の照射砲撃（演習のため実弾ではなく、探照燈によって照らすことで砲撃の代わりとするもの）を受け、最接近した3200メートルから徐々に避退行動をとり、11時10分北東へと変針し第一戦速（20ノット）に増速、12分には東北東へと変針した。

この時神通は、左舷艦尾方向から甲軍の後衛の一艦から照射を受け、反対に伊勢型に対して反照し、那珂は探照燈で友軍に敵情を通報した。

続いて神通は航海灯をつけ南東に変針、11時16分に敵後尾に接触する目的で両舷灯を消し、第三戦速（28ノット）に増速、面舵転舵中艦首が南を向いた頃、前方近距离に左から右に通過する無灯の駆逐艦を認め、航海灯をつけ、取舵一杯で11時19分にこれを避けたが、続いてさらに左から右に通過する無灯の駆逐艦を認め、両舷機停止、後進全速で避けようとするも間に合わず、ついに11時20分「蕨」の右舷舷側に衝突、蕨は11時23分に沈没。

那珂は終始神通に続行していたが、11時20分回頭中、神通が火焰に包まれているのを見て、これと衝突するのを避けるため直ちに取舵一杯、機械停止に続いて後進全速を令し、神通の遭難と認め航海灯を出してその上方に照射させつつ、漸次左回頭して減速しつつあるとき、急に右舷200メートル先に直角方向に右から左に横切ろうとする駆逐艦を認めた。この時那珂は取舵一杯で左回頭中であつたため、どのような方法をとっても最早接触を間逃れないことを直感し、少しでも損害を少なくするため面舵一杯を令したが、ついに11時20分30秒那珂艦首を蕨の艦尾に接触させることとなった。

一応ここまでが接触に至るまでの報告書の要約であるが、内容の割に短時間内に起こっていることから、その事件が起きたときの混乱振りが想像される。

この事件発生後11時30分に演習が中止され、直ちに救助活動が行われ、その後遺体捜索が行われたが、遺体はほとんど発見されることが無く、五十嵐「蕨」艦長以下119名の犠牲者を出す結果となった。

3、海軍の水雷戦術と美保ヶ関事件

美保ヶ関事件に先立つ昭和2年7月1日、海軍軍令部において夜戦に関する資料の調製が行われていた。これはドイツ海戦史資料として作成されたもので、『独逸海戦史資料 第三 夜戦及夜戦術』という表題の22頁の史料である。これは、S. H i s o n = E r i c s o n氏が1926年1月に発表した論文を、ドイツ海軍雑誌にドイツ語訳にして掲載されていたものを、さらに日本語訳して作成したものであり、内容は第一次世界大戦時におけるイギリス海軍とドイツ海軍の夜戦戦闘を中心として、そこから夜戦に関する戦術、

任務、編制等を研究したものである。

まず緒論として、「海軍艦船兵器ノ技術的進歩ニ伴イ解決ヲ要スル諸問題中夜戦及其戦術ニ関スル問題ハ最モ複雑且解決困難トセラルル一ナリ」とした上で、航空機や無線の進歩に伴い、敵に対して行動をできるだけ秘する必要から「夜暗ヲ利用スルノ機会ヲ増大セシム」としている。そして、敵味方がともに夜間行動を必要とするため夜戦の機会が増大したため、「従来不確実ナルヲ以テ全勝ヲ期スル必須ノ場合ニ限ラレタル夜戦ハ今日ニ於テハ其実現ヲ確信シテ行フ可キ戦法ノ一トシテ見ラルルニ至レリ」として、夜戦の重要性を述べている。

この論文で注目されるのは、美保ヶ関事件における演習計画との類似性であり、演習前にこの資料が連合艦隊において読まれていたかは定かではないため、影響を受けていたかどうか、はっきり述べる事が出来ないが、少なくともこの頃の日本海軍における夜戦に関する思想について考える場合、参考にすることが出来ることは確かであり、実際軍令部においてこの論文を日本語に訳して調製していることから、夜戦戦術に関し注目されたものであることは確かである。

たとえば、「巡洋艦ハ（中略）味方水雷艇ノ襲撃ニ対スル敵砲火牽制ニ有効ナルガ如シ」として夜戦に於ける巡洋艦の主要任務を「敵主力隊ト接触ヲ保持スルニ在リ」とし一方で駆逐隊の任務は「敵襲ニ対スル味方主隊ノ防御」か「敵主隊襲撃」にあるとし、演習計画では駆逐隊は攻撃側であることから後者に当たり、水雷戦隊を夜戦における主兵としている点において、当時の日本海軍の考えに一致している。

またさらに、「第四、部隊ノ戦術運動 イ、緒論」において述べられている「平時夜中陣形運動ノ訓練ハ一種ノ危険ヲ伴フコト勿論ナリト雖其効果大ナルモノアリ」としており、軍縮期の日本海軍において行われてきた猛訓練、そして美保ヶ関事件を発生させるほどの危険な演習に対して有効な一文が有ることは注目される。

しかしその一方で、保安に関しても十分なる注意を要することが記されていることも事実であり、「保安上夜間ノ回頭ハ成ル可ク避クルノ要アリ」や砲口焰や探照燈の幻惑効果に対しての注意を示して、「後続諸艦ヲ不安ニ陥ラシメ夜戦ノ特徴トスル混乱ヲ増大セシムルモノナリ」と、美保ヶ関事件の原因とも言える内容に関して、注意が添えられている。

また部隊編制の点においても、夜戦に対する部隊編制は「状況ニヨリ変化スベキモ（中略）多クノ場合ニ於テ経験ヲ基トスル観察ハ有益ナリト見做スヲ得ン」としており、この点からすると実戦でもない一般的な演習において美保ヶ関事件発生前に行われたような編制替えが必要であったかどうか、少なくとも保安上の観点からは疑問が残る。

4、査問委員会

海軍における査問会とは、大正7年9月13日の「査問会に関する件」によると、

査問会ハ座礁衝突火災其ノ他危険若ハ損害アルニ際シ其ノ原因明瞭ナラサル場合ニ於テ之ヲ調査探究シ以テ同種原因ニ因リ再三同種ノ危険若ハ損害ヲ生セサラシムル

為メ其ノ資料ヲ獲ルヲ以テ主タル目的トスル調査機関ニシテ責任者ノ有無及責任ノ程度等ヲ討究スルハ付随ノ目的タルニ過キス從テ調査手續モ裁判審問手續ノ如ク一定ノ形式ヲ要セス只管簡易迅速ヲ旨トシ機宜ニ応ジ専ラ事實ノ真相ヲ発見スルニ適當ナル手段方法ニ依ルヘキモノトス若シ査問会ニ於テ関係者ノ陳述聴取ニ際シ裁判審問手續ニ類似スルノ形式及方法ヲ以テスルトキハ関係者ハ恰モ被告人トシテ訊問糾弾ヲ受クルガ如キ感想ヲ抱クニ至リ自然其ノ知ル所ヲ尽サス事實ノ真相発見ノ障害トナルノ虞アルノミナラ又一般ニ査問会ノ性質ヲ誤解スルノ因トモ相成ルヘク候條査問会組織ニ当リ誤解ナキ様御示達相成度

右申進ス

というものであった。そして、大正4年7月2日制定の「査問会規則」の要点を挙げると、

第五条 委員長ハ佐官以上ノ将校ヲ以テ之ニ充ツヘシ但シ査問事件ニ付責任者タル疑アル者ヨリ上席者ナルコトヲ要ス

将校又ハ将校相当官タル委員ハ成ルヘク査問事件ニ付責任者タル疑アル者ヨリ上席者ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第八条 長官自ラ査問会ヲ組織スルヲ不便ナリト認ムルトキハ海軍大臣ニ査問会ノ組織ヲ具申シ又ハ他ノ長官ニ其ノ査問ヲ委託スルコトヲ得

前項ノ委託ヲ為シタルトキハ其ノ旨海軍大臣ニ報告スヘシ

第十五条 査問会ハ調査ヲ終リタルトキハ査定書ヲ作ルヘシ

査定書ニハ査定シタル事實、原因及之ヲ認メタル理由ヲ記載スヘシ

査定書ニハ責任ニ関スル意見ヲモ記載スヘシ

査問委員会の組織は8月25日の午後2時30分、海軍大臣に宛てて連合艦隊司令長官により旗艦長門から発信された平文電報（海軍省着は同日午後3時10分）「神通、蕨及那珂、葦衝突事件ノ査問会ヲ至急組織相成度 右具申ス」（1206）により始まった。

8月27日午前11時5分、大角海軍次官より大臣宛に「今回ノ衝突事件調査ノ為財部大将ヲ委員長トシ舞要司令官、全参謀長、軍令部ニ班長外九名ヲ委員トスル査問会ヲ組織ノコトニ取計ヒ可然哉」（1207）という内容の有線電報（書記官暗号）が送られ、これに対し、大臣からは「査問会委員ノ件 申出通ニテ良シ」（1208）という電報が午後3時50分発信された（受信は5時になってから）。

これにより、査問委員会組織に向け仰裁が行われた。

神通、蕨及那珂、葦衝突事件査問会ノ件

首題事件査問会ヲ左記ノ通組織シ可然哉

右仰高裁

記

委員長

大将

一人

委員

舞要司令官

（副官アラバ副官委員タルコト）

舞要参謀長

美保ヶ関事件にみられる軍縮期の海軍の特徴

	(先任) 舞要参謀	一人
	舞要工作部長	
	舞要法務長	
	軍令部二班長	
	法務局局員	一人 (高局員)
	(戦術) 大学校教官	一人
	(航通) 富士教官	一人
	(水雷戦術) 水雷学校教官	一人
書記	(舞 要)	一人
委員長	大 将	財部 彪
委員	中 将	大谷幸四郎
	少 将	黒田 琢磨
	〃	濱野英次郎
	大 佐	柴山 司馬
	〃	井上 肇治
	中 佐	堀江 六郎
	〃	山本 弘毅
	〃	宍戸 好信
	〃	三川 軍一
	法務長	染川源之丞
	法務官	高瀬 治

そして査問委員会は9月1日午後一時から舞鶴要港部会議所において開会され、9日までには調査は終了した。その間関係者からの聴取は、連合艦隊が出港する9月5日までには連日連夜行われた。

この査問委員会の組織に関して注目されるのは、通常、委員の選出は連合艦隊司令長官の権限において選出、任命されるものであるが、今回の場合、艦隊からの委員任命は行われていないことである。

その理由として『加藤寛治大将伝』では、「今回の如き場合は、演習計画責任者として、連合艦隊司令長官も亦た衝突事件当面の責任者と共に査問に付せざるを得ざる関係上、特に海軍大臣の権限を以て直接その委員を任命することに決した。」(853頁)としており、その上で「連合艦隊司令長官として、査問会に付せられたことは、我が海軍創設以来、恐らくは是を以て嚆矢とするものであらう」と述べている。

一方で、『黒き日本海に消ゆ—海軍・美保関遭難事件—』においては「同じ艦隊に属する者同士が追究し合うのを避けたい気持ちと、世間からは査問の内容に個人的感情が加わるとの誤解を受けやすいと考えたからであらう。」(141頁)としている。

いずれにしても加藤自身がこの事件をどれほどまでに自己の責任として感じているか次第に因ってくると考えられ、本当に責任を感じているとすれば前者の理由により、自身が査問会に付され、責任の所在を明らかにしていたかもしれないが、それほど責任に感じていないのであれば、後者のような外に対する対面のため、止むを得ない事として今回の行動につながったものと考えられる。

この辺りの加藤の責任感や責任の所在に関しては、追々考えてゆくものとする。

第五戦隊司令官清川純一中将は9月2日の聴取の中で「神通那珂ノ行動ニ就テハ事件発生後当事者ノ話中葦艦長ハ時々神通ハアノ時近寄ツテ来タカ何トカシソウナモノテアツタト云フ感シガシタナドト云フガ自分ノ感想ハ照ラサレテ逃ケテ居ルノテアルカラ目ノ能ク見エル二十六、二十七駆逐隊ノ方ガ何トカシソウナモノト考ヘタ」(1547)と、言っており、一方、第一水雷戦隊司令官高橋壽太郎少将の聴取では、「五戦隊二少(小か)隊ノ行動ハ乱暴ナ行動タト思ヒマシタ先ハ見エナイ(ノ欠か)ニ「ループ」ヲ、エガクハ夜戦ノ作法ニ習ハヌ行動ト思フ」(1550)と、両者は互いに責任を転嫁しあっているかのような発言をしているものの、両者ないしは全体的に共通しているのは演習自体に対する考え方であり、清川中将は「今回ノ如キ猛烈ナル演習ニ於テ事件ヲ惹起シタル場合之ヲ咎ムヘキヤ否ヤハ高等政策ヲ離レテ考フレハ咎メサルヲ可トスルモ対国民関係モアリ高等政策ヲ併セ考フレハ已ムヲ得ナイ所モアルト思フ」(1547-48)や、高橋少将の「今回ノ如キ猛烈ナル演習ニ於テハ最善ヲ人ニ求ムルコトハ酷テアルカ非常識ノ行動ニ対シテハ責メタ方カ宜シイ(ト欠か)考ヘル」(1551)と、必ずしも演習を否定するものではなく、場合によっては、その不足により今回のような事件が発生したとしている。

特に象徴的な発言としては、連合艦隊参謀長高橋三吉少将の9月2日の聴取に、「衝突事件ノ責任ニ対スル所見トシテハ此問題ヲ如何ニ決スルカハ海軍ノ重大問題デアリマス混乱ヲ生ジタルナドハ覚悟ノ前テアル、コレハ訓練トシテヤラナケレハナラヌ 戦技ニ付テハ支那動乱ノ為訓練ハ従来ニ比シ足りナカツタト思フ、肉薄襲撃ヲ高潮シ若シ危険ヲ生シタルトキハ長官自ラ責任ヲ負フ御考テアリマシタカラ各艦長、司令等ハ最善ヲ盡シタモノト思ハレル、若シ長官自ラ査問ヲヤラルルトセハ冷酷ナル罰ヲスル事ハ出来ナイ 高等政策竝対内政策トシテモ冷酷ニ扱ハレルモノニ非ス海軍トシテハ「シビーヤ」ナル訓練ノ下ニ演習ヲ施行セネハナラヌト云フ事ヲ声明シナケレハナラヌ」(1554-55)と演習の必要性を強調している。

このような中で、第二艦隊参謀長松山茂少将の聴取は微妙に異なり、「衝突ニ対スル処置ニ付テノ所見トシテハ私ノ考ハ将来ヲ慮リ責任ハ上ノ方ニアルダロウト思フ」(1559)とし、「第二艦隊ハ年度初度カラ夜間訓練ニ重キヲ置キ応用的実戦的ニヤリマシタ屢々私ヨリ其事ヲ伝達シタ、実施ニ当リ従来ヨリモ余程「シビーヤ」ニヤル、駆逐隊ノ肉薄スルコトヲシタ、補助部隊トシテハ相当ノ重荷タト思フ、保安ニ付テハ充分ナル警戒ハ達セラレタルモ全般ノ風ハ積極的ニ行キタル為多少ノ損害ハアルダロウト予想シマシタ、長官トシテハ覚悟ノ前テアリマシタ従ツテ実施部隊テハ従前ヨリ安全第一ヨリモ戦術運用ノ方ノ気

カ勝ツテ居リマシタ」「処罰スルノ可否ニ対スル意見ニ就テ、二艦隊長官ノ御意志ヲ此ノ場合ニ申述フ、二艦隊ハ夜間訓練ヲ重シシ、実践的応用的ニ実施ス、従ツテ従来ヨリモ「シビーヤ」ニヤル、駆逐隊ノ肉薄襲撃ヲ指導ス、補助部隊トシテハ相当重荷ト思ハル保安ニ付テモ達セラレアルモ、大体ノ空気ハ積極的ヲ主トス、此主義ニヨリ訓練ヲ行フ以上相当ノ損害ハ覚悟ス、実施部隊モ安全第一ヨリ戦術運動ヲ甘ク(?)ヤル、コトヲ主トシテ居ル、二艦隊ノ補助部隊ハ一艦隊ノ補助部隊ヨリ優レテ居ルヘキテアル 年度始メカラノ訓練ノ方針ハ少シ技倆以上ノコトヲ課シ引摺ツテ行ク考ヘナリキ、大切ナル艦ヲ預ル以上間違ツテ居ツタカモ知レヌガソレガ、大方針デアツタ、コノ点ハ長官カ考ヘラレル以上デアツタカモ知レヌ 研究会ノ席上自分ハ、コー云ツタコトアリ「先日ノ発射ハ相当ニイツタ然シコレデハ満足出来ナイ技倆進ムニ従ヒ標的モ、モット回避ヲ思ヒ切ツテヤル、ヨウニサルカモ知レヌ」ト、コノ空気ハ保安第一ノ念ヲ少々欠キシコトハナカツタカト云フコトヲ思フ、指導カ中庸ヲ得テ居タカ度ヲ過キテ居タカト云フコトハ御考慮ヲ乞フ、コレヲ一々厳罰スルコトハ艦隊指導上困難ナリ、司令部ノ威信ニモ関スルコトト思フ、大問題故責任ハ大キナ所テ引キ受クルヲ可ナリト思フ」(1561)など、訓練の必要性は主張しながらも、上層部ではこのような訓練が度を越したものであるとの認識の下、多少の犠牲を予想しつつ強行したと、そしてこれに関する責任が上層部あることを指摘しており、聴取者の中では珍しい発言をしている。

5、加藤寛治の行動

では本当のところは、加藤は今回の事件に対してどのように考えていたのであろうか、事件発生直後からの加藤の行動と発言の中から彼がどの程度の責任を感じていたのか、を考えてゆきたいと思う。

連合艦隊司令長官加藤寛治大將は25日午後3時55分長門より大臣宛の聯隊機密第八八番電「御鄭重ナル御見舞ヲ感謝ス 昨二十四日ノ椿事ハ畢竟本職ノ指導上用意周到ナラザルニ起因スルモノニシテ、其ノ重大ナル責任ニ対シ恐懼ニ絶ヘズ 茲ニ謹ンデ進退伺ヒス。右執奏ヲ乞ウ。」(衝突2 搜索報告1005)という内容の進退伺いを海相に対して行っているが、岡田啓介海軍大臣はこれに対し26日夕方「連合艦隊司令長官ノ申出ノ件ハ査問ノ結果ニ依ルコトト思フ」(1006)という返電を行い、加藤に対し早まらないように伝えている。

加藤寛治連合艦隊司令長官の公式な発言として事件後に出されたものをあげてゆくと以下のものがあげられ、おおむね慎重な発言をしているように感じられる。

8月26日付けの東京朝日新聞には「加藤長官語る」として「何分暗夜の水雷演習であり、かつ実戦同様な緊張をもつて演習をしてみたため計らずもかうした珍事を起したのであるが、いずれにしても陛下の船を沈め又は傷け多数の将卒を失つたことは申し訳がない、連合艦隊は全力を挙げて死体の捜査その他出来るだけ徹底的に努めてゐる尚今回の珍事の原因損害および責任に関してはいづれ査問会が開かれることであらうからそれまでははつ

きりと申し上げることが出来ない」と語った。

またその後、8月26日午前9時、記者に対しステートメントとして以下の内容の発言をしている。「今回の事件に多数の部下と艦とを損傷したことは長官として恐くの至りである、しかしながらここに考えて頂きたいことは我々としてはベストをつくして訓練をやつた、もつとも真剣な訓練と絶対保安とはなかなか両立しがたいものである、戦艦も駆逐艦も近来夜間戦闘の最新戦術をつくしてやってをつた、従つて困難な作業はもつとも真剣に行われてゐた、一瞬間二十八メートルの高速力をだしてアツと思つたせつ那は三十メートルという有様であつた、故に一面また今度の遭難は不可抗力といい得るものである、尚遭難者捜査については全力を挙げてつとめてをる」（東京朝日新聞8月27日）

特に最後の発言から加藤がこの事件を「不可抗力」によって発生した事件として片付けようとしているようにも考えられる。これは、海軍内の士気の低下、すなわちこの事件を指導ミスによるものとして長官自身が認めてしまうと、今後の演習ひいては実戦での指揮官への不信感につながることに對し考慮しており、一方では世間に対し演習内容自体に問題があるものではないことを示すものではないかと考えられる。

ただ、この発言の重要性は、この発言によりその後の上層部、ひいては海軍全体の事故対応に対する方針に決定的な影響を与えたことであり、山本政雄小論文では「この発言によって、本演習を計画・実施した長官以下の連合艦隊上層部の責任は問うことなく、事故当事者の責任のみを追及するという、以後の海軍当局の対応方針が形作られていく。」（51頁）という見解を示している。

以上は世間一般に対して出されたものであるが、一方で海軍内に対して出された発言として、8月27日舞鶴の水交社支社において、全艦各級指揮官を集合させ行つた訓示がある。

「去る二十四日の夜、美保関沖に於て実施しました夜間演習に於て、諸官の知らるる如き大事を惹起し、多くの艦船を損失し、吾人の最も親愛せる忠勇なる戦友百余名を喪ひました事は、帝国海軍の為、何んとも申様なき悲惨事であります。艦船は新らたに得ることは出来ませけれども、幾年か練磨を積むだ忠勇なる戦友は、再び得べからず、終に不帰の犠牲となさしめました事は、真に遣る方なき痛恨事であります。唯だ在天の英靈に祈る所は、此度の殉職を以て、帝国海軍戦闘力の向上の為、已むに已まれぬ貴き犠牲となつたと云ふことに安んじて、永へに海上の守護とならんことのみであります。此の場合に於きまして自分の心中を申し上げれば、此の通りであります。

諸官は良く本職の意を体し、難きを圧つする危険に直面して、実に壮烈に其の本分を尽された。是が為起りました所の此度の災害は、蓋し人事の最善を尽くされたる上の事であり、あの場合外に免るる途はなかつたと思ひます。但斯の如き結果に及ぼさせました本職の責任は、重大でありまして、上御一人に対し奉り、又国家社会に対し真に恐縮に不堪次第であります。どうか諸官は、此の度の為に意気を沮喪することなく、益々最善を尽くして益々保安上の敏感なる処置に習熟せらるると共に、我海軍の為、絶対必要なる此の戦闘

訓練に全力を尽さるる様、切望して已ませぬ。殊に此の際士気の作興に留意せられ、貴重なる教訓を全幅利用し、過般の災禍を転じて、帝国海軍有事の捷固たらしむる様、一層の奮起を冀ふ次第であります。斯の如くして、始めて戦友の英霊も莞爾として瞑目するのでありませう。之れを要しまするに、五、五、三比率協定以来、我海軍の上下が心血を注いで遣つて来た先日の如き演練は、益々遣らねばなりません。然も人命は大切にせねばならず、愈々危険なる演練を強行して、艦も人も全きを得ますが為、此上にも尚々吾々の心血を注がねばならぬ所は次の諸点の修養訓練にあり、又此の如きは無形の力を事前に養ひ、之れに頼むより外、危険防止の道はないと思ひます。

即ち確かなる眼力、敏感なる頭脳、冷静なる心の修養であります。

此の三つの要素を指揮官は勿論、艦橋に居る総ての人が、平素より十分に練つて、考へず、命ぜられずして、自然に働く様になつて居つたならば、咄嗟の場合に危害を免れる途は必ず開かれると思ひます。而して之と同時に最も必要な事は、艦橋の静粛の軍紀の緊粛でありまして、保安上の要は、之に越したるものはないと思ひます。眼と頭と心の養が出来て居つても、之が個々に働らき、動もすれば互に相反する様では、如何に立派な艦長や航海長が居つても、機能は十分働かぬと云ふ事は、御同感だらうと思ひます。一分一秒間髪の危険防止を全くする道は、艦橋をして、外界の視聴に最も敏感鋭感になさしむるより外ないのであります。

斯う申しましても、今回の出来事が是に原因して居ると申すものではありません。他の列国海軍に卓越し、三対五の戦闘に必勝を得る実力を養ふには、訓練にも教育にも修養にも全海軍挙げて、他の追従を許さざる超凡の力を用ゐねばならぬ。普通以上の難きを求め、之を無事に撃破解決し始めて意気込と実力とが一致すると思ひます所から、今後の為、諸官の協力一致の覚悟を冀ひました次第であります。終りに臨み此の事件関係の諸艦長以下乗員が、徒らに傷心せず、自重して当面の処置に遺算なき様切に禱ります。(終)」(851)

いずれにしても、この様な危険ではあるが重要な演習は必要であると言う見解を強く押し出していることがよく分かる。

6、美保ヶ関事件と軍縮期の海軍

査問委員会の査定して責任に関しては、「三、責任に関する意見」として、第一に神通艦長水城圭次海軍大佐が、探照燈による幻惑で視界不良ことは情状酌量の余地があるとしながら衝突事件発生に相当の責任があるとしている。

次に、第二十七駆逐隊司令倉田七郎海軍中佐に対し、隊誘導の職責のある司令として衝突事件に責任が有るとしながらも、事件の主因が神通の不羈の行動にあることや、襲撃が迫っており、味方よりも敵情観察に専念していたことなどから情状酌量の余地があるとして懲罰令の範囲に属するのみとしている。

また、葦駆逐艦艦長須賀彦次郎海軍少佐や那珂艦長三戸基介海軍大佐なども懲罰令の範囲の責任であること。蕨艦長五十嵐恵海軍中佐は殉職のため責任を問うべき限りにあらずという結論であった。

一方、両軍指揮官の加藤寛治海軍大将および、第五戦隊司令官清河純一海軍中將に対しては、清河中將に対しては、「本衝突事件カ乙軍指揮官ノ作戦計画並指導上ノ結果ト認ムルコトヲ得サルト同時ニ第五戦隊司令官トシテハ神通隊カ第二小隊トシテ独立行動中ナリシ等ノ事実ニ鑑ミ同司令官ニ対シ本事件ノ責任トシテ何等指摘スヘキモノナシト認ム」（1270）としており、加藤大将に対しては「訓練上指導ノ方針トシテ特ニ実戦演練ニ重キヲ置キ之ヲ強調シタリト雖保安ニ対スル注意モ亦屢之ヲ喚起シタリ」（1270）として、そもそも事件を起こした原因は、彼の指導方針とは関係ない神通の不羈の行動であるので、「特ニ指摘スヘキ責任ナシト認ム」（1271）とした査定を行った。

今回のこの事件での査問委員会においては、演習計画の最高責任者である連合艦隊司令官加藤寛治大将に対しての聴取は一度も行われることがなかった。これが意味するところは、演習計画に関しては事件との関連性がないとの判断がなされたことを示している。

この査問会の聴取の中で目立っていたのは、このような演習の必要性を強調していたことであり、事実この後もこのような危険な演習は繰り返し行われていくことになる。

これら危険な演習は指揮官など上層部の人間の間では十分認識されていたことであるが、それでも多少の犠牲を出してでも演習を行おうとしていた。

では何故これほどの演習が必要であったのであろうか。その答えとして挙げられるのが当時の海軍における対米戦略であった。

当時ワシントン海軍軍縮条約によって、主力艦の兵力量は5：5：3として、日本は劣勢比率に押さえ込まれることとなった。しかしそれは、それ以前から対米戦略として海軍内において受け入れられていた「対米七割論」、すなわち、アメリカに対して日本はその7割兵力を保持することによって対米戦に備えるという理論があり、この軍縮条約では主力艦に関してはその対米七割兵力を下回る兵力量に押さえ込まれることを意味していた。

この主力艦の足りない一割を補うために行われたのが、補助艦（主に巡洋艦や潜水艦）の建艦であり、猛烈な訓練による術力の向上であった。

ワシントン会議において加藤友三郎全権が対米6割比率受諾を決めたとき、随員の山梨勝之進大佐を帰国させ東郷元帥に事情を報告させた時、「東郷元帥も、そのやむをえないことを了解し、「たとえ軍備に制限は加えられても、訓練に制限はあるまい」と語ったと伝えられている。」（日本の海軍、58頁）と、このように当時から海軍全体の意識の中で訓練の必要性は認識されていた。これにより行われたのが後に「月月火水木金金」として知られる猛烈な訓練である。

対米七割論について「国防大事典」（昭和7年）によると、「5割優勢法」（攻撃軍は敵に対し十五割の兵力を持たなければ必勝を期し難いと云ふ近世兵学上の一定理である。754頁）と「Nニ乗法」（両軍兵力の交戦々果を算出する公式で本公式に依れば十と六との砲力を持つ両軍艦隊が交戦すれば、或る時間の後には劣勢軍（六）は全滅し、優勢軍はその時尚八割の残兵力を有することゝなる。754頁）、「優勢率」（兵力差から生ずる優勢率を

算出する公式。754頁。10:6だと優勢率は約6割7分、10:7だと優勢率は約4割3分)によって、劣勢兵力は最低でも優勢軍に対し7割の兵力を持てば抑止力となることを示している。さらには「無形勢力の加算」として「戦闘力には此の(有形勢力)外に無形的勢力即ち忠節、勇武、伝統的精神、術力—戦略戦術—等があつて之が戦果に及ぼす影響は尠からぬものである。此の力形的無形的両要素を総合したる戦闘力を現はすには、 $F = MV^2$

$F \cdots$ 勢力即ち戦闘力 $M = m a s s$ 即ち有形的要素 $V =$ 活動力即ち無形的要素 なる公式を適用して算出することが出来る。若し彼我の量的比率が、十対六の場合に於て、同勢力を得んとすれば、右式に於てMが同量で、Fを等しくせねばならぬからVの値は一〇〇に対し100/77...一・三倍のV(活動力)即ち無形的要素を持たねばならぬ。然るに十対七の比率となれば、Vの値は一〇〇対八八となるから、七割の劣勢軍は十割軍に対し一・一五弱倍の無形的要素を有すれば足る。無形的要素の向上は、各国競つてき依然の努力を拂つてゐる。ある一国のみが特に格段の優越を得ることは困難である。一・三倍の優越を期するが如きは殆んど望外に属するところであつて、一・一五倍位のところならば非常な覚悟を以て努力すれば先づ望み得られるかも知れない。是我海軍で七割比率を以て最小限度と主張する理由の重要な一つである。我海軍は帝国の自衛的防守作戦に立脚し極東方面に派遣せらるゝ敵の遠征軍を撃破することを目標として兵術的研究を積んだ結果七割の兵力がその最小限度であると決定されたのである。…755頁」としており、無形的要素として術力を挙げており、この要素の向上で劣勢的な有形兵力を補うことが出来るとしている。

この考え方が当時の海軍内に浸透していたとするならば、猛訓練にそこまで執着していた理由が納得できるが、そのほかにも、猛訓練をしなくてはいけない理由がある。

それは、ワシントン海軍軍縮条約を締結した海軍が、このような猛訓練は危険であると認めた場合、国防の観点から、その代わりとなる対策が必要になり、その対策としては、建艦による実兵力の増大しかなくなる。しかしこれは、条約で抑えられてしまっているため不可能なことであり、事実上国防を担えないことを意味することにつながる。

そのため、無理は承知でも止めるわけにはいかないというのが本当のところであるように考えられる。

そのことを踏まえてみると、加藤寛治が査問委員会において責任追及されることが無かつたばかりか、聴取さえされなかつたということの答えが見えてくるようにも考えられる。

すなわち、事件と演習との関連が切り離されたということであり、例え事件原因として演習の無謀さが有つたとしてもそれを表に出すことは出来なかつたと考えられる。これは海軍全体でそのように考えられていたからこそ、聴取された士官たちは口をそろえたような演習擁護の発言を繰り返し、さらには委員たちもまた会えてそこには踏み込まなかつた(加藤寛治を聴取しなかつたことなど)といえ、また加藤寛治自身が事件後早々にこの事件は「不可抗力」に属するもの(偶然発生したもの)であると何度か発言しているように、演

習に関しては暗黙の了解があったといえる。

一方、この事件後の査問委員会を経て、演習に関する「海軍演習令」が昭和2年9月12日、査問委員会所見を法務局に提出した同日に改定されており、改定内容としては、ほとんどが保安に関する内容の追加である。すなわち、

第三節 保安ニ関スル守則

第一百五條 駆逐艦、潜水艦等夜間水雷襲撃ヲ行フニ当リ探照燈光ニ眩惑セラレ艦位ヲ失シタルトキ襲撃ヲ終ワリタルトキ又ハ戦場混乱ニ陥ラムトスル如キ場合ハ一時航海諸燈ヲ現示スルコトヲ得

但シ衝突ノ危険ナキニ至ラバ直ニ之ヲ減スルモノトス

第一百六條 襲撃艦船航海諸燈ヲ現示シタルトキハ発砲及照射ヲ中止スルモノトス

航空機ニ対シテハ二百米以内ニ於テ銃砲ヲ発セザルモノトス

第一百八條 両軍艦船ガ前條規定ノ距離（※第一百七條 対敵有効接近距離規定）以内ニ接近セルヲ認メタル時ハ該距離以内ニアル間左記ノ信号ヲ行フモノトス

被襲撃艦船

一、夜間ニ在リテハ航海諸燈ヲ現示ス

二、潜航中ノ潜水艦ニ対シテハB旗ニ旒ヲ連掲数回上下シ且汽笛（角）又ハ水中信号ヲ以テ長短符ヲ連送ス

襲撃艦船

一、夜間ニ在リテハ航海諸燈を現示ス但シ潜水艦ニ在リテハ両舷舷燈ノミヲ現示スルコトヲ得

二、潜航中ノ潜水艦ニ在リテハ水中信号ヲ以テ了解符ヲ連送ス

第一百九條 潜水艦ノ保安上左記事項ヲ遵守スルヲ要ス（以下略）

第一百十條 保安上要スレバ統監ハ両軍潜水艦ノ行動及状態ニ関シ所要ノ守則ヲ規定スルモノトス

第一百十一條 航空機ノ保安上左記事項ヲ遵守スルヲ要ス（以下略）

第一百十二條 演習部隊ノ練度ニ応ジ統監ハ保安ニ関シ尚所要ノ守則ヲ規定スルコトヲ得

というものである。（海軍制度沿革巻14 829頁－830頁）

この対応の速さには驚かされるが、事件後の10月に特別大演習が予定されていたことを考えると、それへの迅速な対応として納得が出来る。

一般的にこの事件は、「ワシントン軍縮条約後の猛訓練の実施によって発生した事件であるが、この事件発生後も猛訓練は続けられた」という内容で通説化しているが、少なくともこの制度改正を見て分かるように、安全・保安に関する規定が追加・見直しが行われており、「事件前の猛訓練」と「事件後の猛訓練」を同質のものとみなす通説には問題が残る。

しかしながら、この事件後も猛訓練が行われ、その後も事故が絶えなかったこともまた事実である。

だが、この事件を契機として演習の見直しが行われたことは確かであり、それまでの演習のやり方から、この後猛訓練の必要性は変わらないまでも、その内容としては保安寄りに軌道修正が行われたことは確かである。

7、まとめ

美保ヶ関事件は、事故の内容としては、被害は大きいものの、単純な衝突事故として片付けられるものであったが、事故の発生した時期からの関係上複雑さを増す事となった。

それは、軍縮期という状況の上で、演習の重要度が非常に高い時期に、これに問題を投げかけるきっかけとしての今回の事故であった。

その結果、この事故の顛末が、ひいては日本の国防の根幹にまで響きかねない重要性をはらむことになり、事故関係者、査問委員会関係者は出来る限りこの事件が大きくならないよう努めた。それは、事故自体が演習計画・内容に原因するものではなく、不可抗力が原因であるとする方向へ導こうとしたものである。実際は、演習自身にもかなりの原因があると見られ、当事者もそのように考えていた節があったことが今回調べてみて分かった。

だが、軍縮条約、日本の財政状況を考えると、この方法（猛訓練）以外に選択の余地がない以上、やむをえない選択であった。

この後、査問会の意図に反し責任問題は軍法会議へと発展していくが、軍法会議自身も海軍軍人で組織しており、この考えから抜け出すこともなく、厳しい責任追及を行うことがないばかりか、刑を軽くしようとしていた当局の意図（刑法第129条第2項業務上過失往来危険罪及び第211条業務上過失致死罪による罰金600円の求刑）にも拘らず、軍法会議を受けた水城『神通』艦長が突如として責任を取って自殺したことにより、大体において決着をつけてしまう（代わりに第二十七駆逐隊の倉田司令が懲罰令程度の判決を受けることとなる）。

このような事件一つで日本の国防に疑問を生じさせる可能性がある程、軍縮条約による劣勢比率下の海軍の対米戦構想（七割戦略）は脆弱なものであったことを美保ヶ関事件は物語っているといえる。事実、昭和2年11月、当時軍令部作戦部長であった末次信正少将が海軍大学校での講演でこの従来の作戦に対し疑問視していたことを示す記録も残っている。（池田清『海軍と日本』55頁）

参考文献

竹下勇文書『独逸海戦史資料 第三 夜戦及夜戦術』

海軍大臣官房『昭和2年 公文備考 艦船20 卷49 遭難及救難一』

美保ヶ関事件にみられる軍縮期の海軍の特徴

海軍大臣官房『昭和2年 公文備考 艦船25 卷54 査問関係三』

海軍大臣官房『昭和2年 公文備考 艦船26 卷55 査問関係三』

桜井忠温編『国防大事典』(国書刊行会、1932年12月、復刻1978年3月)

加藤寛治大将伝記編纂会編『加藤寛治大将伝』

(加藤寛治大将伝記編纂会、1941年5月)

海軍省編『海軍制度沿革 卷十四』(原書房、1941年、復刻1971年3月)

池田 清『日本の海軍 下』(至誠堂、1967年8月)

五十嵐邁『黒き日本海に消ゆー海軍・美保関遭難事件ー』(講談社、1978年11月)

池田 清『海軍と日本』(中央公論社、1981年11月)

山田 朗『軍備拡張の近代史ー日本軍の膨張と崩壊ー』(吉川弘文館、1997年6月)

山本政雄「第六潜水艇沈没事故と海軍の対応ー日露戦争後の海軍拡張を巡る状況に関する一考察ー」(防衛研究所編、『防衛研究所紀要』7巻、2005年3月)

山本政雄「巡洋艦『神通』艦長「水城圭次」ー「美保ヶ関事件」の責任を一身に負った軍人」(防衛弘済会編『セキュリタリアン』7月号及び8月号、2006年7月及び8月)